

1968. 8. 24



No. 115

8 月号

# 壬生町政

## 住民登録人口

昭和43年8月1日現在	対前月比
総人口 24,778人	34人増
男 12,241人	20人増
女 12,537人	14人増
世帯数 5,382世帯	5世帯増

発行所 栃木県壬生町役場

(毎月24日発行)

昭和43年9月30日第三種郵便物認可

一部 6円

## 無事故を願って交通安全パレード 消防車16台が参加

壬生町消防団は、8月1日午前8時から黒川の藤井橋附近で非常時に備えて消防夏季訓練を行ない、壬生町管内の消防自動車16台が勢揃して、佐藤消防長から機械器具の点検を受けました。

その後、壬生町管内の消防機能の一つである消防自動車が全分団に配属された記念と、夏の交通安全運動の一環として交通安全協会の協力のもとに、広報車を先頭に消防車16台を連ねて壬生町一円を交通安全と火災予防のパレードを行いました。



# 航空散布は大成功

毎年実施されている農業中散  
布は、八月十一、十三、十四日の  
三日間におわたって、三四区同時  
に三基のヘリコプターを使って行な  
われました。

この散布は、近年水稲の置薬病  
縮葉枯病が発生しておりこの病氣  
を媒介しているツマゴロヨコバイ  
ヒトビシツカを撲滅するために  
壬生町農協が事業主体となって、  
農業の一斉散布を実施しました。

散布した面積は、計画としては  
二、一〇六ヘクタールで実績では  
一、一三三ヘクタールと計画を上  
廻るほどで、その効果は大きいも  
のでした。

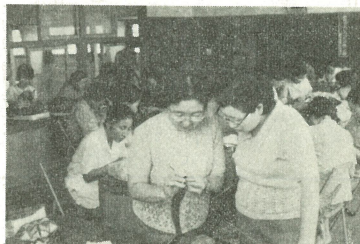
## 手芸講習会

### ひらく

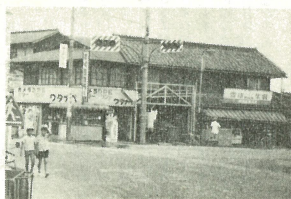
#### 壬生地区婦人会

壬生地区の婦人会は、七月二  
十五日、二十六日の二日に  
わたって中公民館で約三  
十名が集まり、編物の講習会  
をひらきました。

講師は、東下台の黒川ト  
タさんで今回は、ハンドパ  
マツの作り方について指導  
され、各自いろいろな手芸  
品の材料を持参して熱心  
受講されました。



手をとって指導する黒川さん  
とわたりながら、編物の講習会  
に熱心に取り組んでおられる  
参加者の方々の様子です。



壬生駅前にてきた信号機

## 交通信号機できる

宇都宮 栃木街道の壬生駅前  
このほど交通信号機がとりつけら  
れました。

この信号機は、町で三日目で  
現在のよう交通量の激増する  
交通対策として設置されたもので  
す。

みなさんも信号を守って正しい  
交通ルールで事故をなくしましょ  
う。

## 会長に島田雅一氏

### 老人クラブ

壬生町老人クラブ協議会では、  
七月十四日、中央公民館で、老  
人クラブ単体会長会を開催しまし  
た。

会議は、昭和四十年の事業実  
門標を贈る

## 門標を贈る

壬生町立福業中学校にこのほど  
卒業生から「はな門標」が贈られ  
小谷野校長はじめ各在校生からたい  
へん喜ばれています。

この卒業生は、羽生田出身の荒  
川新一さんの三男、元治君（一九  
才）で、昭和三十九年度同校を卒  
業し、東京都港区東麻布の銅鳳製  
作所に勤め、一人前の工員になっ  
たので、自分で、壬生町立福業中  
学校」と書いた長さ七センチ、

幅一センチのりっぱな青銅製の  
門標の作り、母校に贈ったので  
す。

写真は福業中の玄関につけられ  
た門標

# みんなで道路を護りましょう

道路は、みんなのものですから  
みんなで大切にしなければなら  
ません。  
園としても遊守する月間とし  
て、とくに八月を定め道路の正し  
く使用と道路愛護の思想の徹底し  
て、道路環境を積極的に整備し  
道路を広く美しく安全に使用理  
する気運を高めることになまし  
た。

県や町では、通行しやすく、しか  
も安全にとりいろいろ配慮してい  
ても、愛護精神に欠けている人あ  
ります。大突進感をおこすことに  
なりまして、次のようなことは  
対しなうに注意しなうことと  
し、

- 一、県道の路肩に空地になつてい  
るからといって、校豆などを蒔い  
たり個人の手で利用しないこと  
と（危険信号機が見えなくなる）
- 二、道路は、法（のり）がある  
が、路地路地が削れて田畑にす  
るようなことをしない（長雨そ  
の他で決壊する原因となる）
- 三、道路中は、規定巾にしておく  
（お互い、地先を道路を削らない）  
れるようにしよう。

## 個人町民税の仕組み

### 税の話

事業を営む者（事業所得、不動  
産所得、山林所得を生じる業務）  
が配偶者や子等を専従者とした場  
合は、専従者を有しない者（比し  
税額が安くなります。）（白申告  
それを下で見てみると（白申告  
の農業経営者で妻及び  
父（七十歳）、母（七  
十歳）子（二十歳）  
子（十八才）学生」とな  
り、よく同じ人数で同  
程度の耕作をしている  
のに税負担が極端に異なるという  
のは、表のような事情によるもの  
です。

現在農業経営者の大多数の方は  
耕種機を持っていないと思いきや  
その届出をせず町民税、健康保険  
税をほかより高納し納付している方  
は、

一、償却費として、購入価格  
二十万円以上一台につき五万円  
二十万円未満一台につき三万円  
引いてもなお約五百円ほど税負担  
が軽くなる。未届の耕種機は一刻も早く届出  
するようお勧めします。

区分	項目	取入	所得	社会保険料
甲	専従者1人	千円220	千円330	千円20
	専従者2人以上	千円0	千円350	千円20
乙	専従者1人	千円550	千円0	千円20
	専従者2人以上	千円0	千円350	千円20
所得控除				
生命保険料	配偶者	千円20	千円0	千円110
	扶養第1人	千円0	千円80	千円110
基礎控除	第2人以下	千円20	千円0	千円110
	第2人以上	千円20	千円0	千円110
合計	課税金額	千円340	千円0	千円200
	所得割	千円110	千円2,200	千円200
年税額				
		千円200	千円200	千円2,400

へお届出にお出ください。

## 人権相談所を開設

○家玉地所  
まがら  
により一方的に追いつたられ  
ていときどき、ぎやく待  
れているとき。  
○集団の力で村八分にされたり  
不当な差別を受けたとき  
○ひどい騒音、悪臭、汚水など  
に悩まされているとき。  
○法の手続きによらない  
人権相談所を開設しますから利用  
ください。また、今回  
九月七日（土）午前十  
時、午後三時  
壬生町中央公民館  
人権擁護委員 野高  
明、難沼喜一、大泉武  
一、塩沢百、法務局職員  
です。

## 無料

○警察官、その他公務員から  
乱暴や不当の取扱いを受けた  
とき。  
○人権がおかされたときは、人  
権擁護委員、または、法務局に  
申しければいつでも相談に応じ  
ます。

## 門標を贈る

壬生町立福業中学校にこのほど  
卒業生から「はな門標」が贈られ  
小谷野校長はじめ各在校生からたい  
へん喜ばれています。

# みなさんからいただく 町県民税は1人平均 6,640円

昭和四十三年度の町県民税の課税状況は、毎年七月下旬に七月一日現在の町民税の課税状況調査書を県知事に提出しております。その調査の結果左の表のように集計ができました。この表を見るに昨年の平均一人当り町県民税の負担額は六、一〇〇円で、これに比べて今年は六、六四〇円となり五四〇円の増となっております。また、これを職業別で分類すると下の表(町税のみ)のようになります。これを見てわかりますように給与所得者は三〇・〇人おり、その税負担は全体の六四％を占めております。その他の事業所得者、営業所得者の順となっており、本年の傾向としては前年同様に給与所得者の税負担割合が町税についておきかえられています。

区分 年度	全納税義務者数		町均等税		町所得税		県均等税		合計		1人当り町県民税の負担割合
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
43年	7,244	1,314	1,264	22,333	17,990	48,093	6,640				64%
42年	6,819	1,264				41,587	6,100				

区分 種類	納税義務者数		町均等税		町所得税		合計		1人当り町県民税の負担割合
	人	円	人	円	人	円	人	円	
給与所得者	3,020	576	17,908	18,484	6,120	64%			
営業所得者	1,058	205	2,381	2,586	2,440	9			
農業所得者	2,901	483	3,363	3,846	1,330	13			
その他の事業所得者	240	45	3,291	3,336	13,980	12			
その他所得者	25	5	585	590	23,600	2			
合計	7,244	1,314	27,528	28,842	3,980	100			



## 一万人の人出で賑う

壬生納金盆踊りの夕べは八月十五、十六日の両夜にわたって壬生小学校で盛大に行なわれました。

今年壬生町社会教育委員会、壬生町商工会、壬生町体育協会、壬生町農業協同組合、壬生町婦人会の主催、後援として壬生町の六団体が協力して開かれたものです。

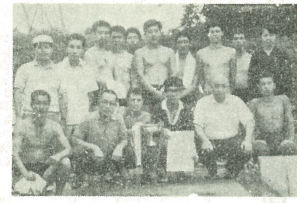
初日の十五日はあいにくの雨で人出は少なかつたが、十六日は延べ一万人近い人出で賑わいました。

なお、経費は七、八十万円、多田製作所、トイ・クラブ、ユニオン製菓

## 初優勝 トイ・クラブが

第十二回の町民体育大会は、七月十四日、二十一日の二日にわたって壬生中、南六、同中、同小で開かれ、トイ・クラブが初優勝を成し得ました。

その結果、前年度の準優勝のトイ・クラブと多田製作所の間で決勝が行われ、二対〇でトイ・クラブが初優勝を成し得ました。



十九連勝の壬生チーム

## 壬生町が十九連勝

下都賀郡民体育祭水泳大会は、八月十一日壬生中学校のプールで四町が参加して盛大に開かれました。

壬生町体育協水泳部は、昨年に引き続き竹竹の十九連勝を成し得ました。

成績は次のとおりです。

- 総合一位 壬生町 六十三点
- 二位 大平町 三十三点
- 三位 都賀町 二十七点
- 四位 岩舟町 二十六点

## 無料 心配ごと相談所

このような場合、みなさんの相談相手となって問題を解決する方向づけをしたり、解決に努力したりするのが、この「心配ごと相談所」です。

そして相談内容は、秘密となっておりますから外部にはおぼせません。ですからどんなことでも何か心配ごとがありましたら、相談所にお出かけください。

相談日は 第1、第3火曜日 壬生中央公民館  
第2火曜日 稲葉地区公民館  
第4火曜日 南六郎地区公民館

## 南大飼中が初優勝

—— 県下野球大会 ——

第二十一回県下中学校総合体育大会は、八月七日宇都宮市西川町の総合グラウンドほか三会場で野球、サッカー、ハンドボールなどが行なわれました。

そのうち、野球は那代表として南大飼中学校が出場し、準決勝で親園中学校と激しい五対一で勝利しました。

また、決勝戦は、大宮中学校(栃木市)と戦い、大宮中の必死の追撃もあらず、南大飼中の刀川投手の力投で、大宮中を二対〇で下し、みごと初優勝を遂げました。

## 明治百年の歌詠できる

「光あがり誇りありここに百年  
ふりかえる明治のあゆみ  
このくにのいきます栄え  
うけつぎてさらに進まふ  
われわれらのまゝであらたに  
三響きあり応えありここに百年  
たたくまじき明治の力  
たたくまじき試練をかさん  
大いなる道を拓かん  
われわれらつねに勝みて  
台風に備えて

台詞は必ずやってくるものと、これを九月のうちに一つの重点と考へ、万に備えよう。また、新聞、ラジオ、テレビの天気予報をよく注意すること、保存のきく食糧を用意すること、調味料などもある程度、用意する。冷蔵庫のある家庭では、野菜をある程度買っておく。

出水、山くずれその他の雨、風の被害を考へ、住居の補修、家の周囲の排水をよくし、いざというときの避難準備など、家族や近所の人たちとよく話し合つておくことが大切でしょう。

町では、し尿処理については三月十二日の議決にも例が制定され現在の条例にもとづいて実施されています。

田王地区(三好町、旭町、屋敷)の宮、ひばりヶ丘、藤井、西高野、さらには五五五に決めた理由は、清掃地区として指定された人制肥料として四五五、処理場に払う処理料が八四〇銭、券売却手数料として二七七銭、五割手数料をのけて二〇七銭とあります。

そのほか、事務費その他の経費もかかることですが初めての事業です。と、ありあらず一人五五五と決定しました。

汲取料金は必ず買つておきます。この汲取料金は五五五の算出方法は、今年の三月二日現在、尿の料金および処理状況を行ない、それによると、月一回汲取る家

## 汲取の料金について

使用する場合、衛生上支障のないことを確かめ、又使用したあととは必ず覆土して他人に迷惑をかけるよう充分注意してください。

次に汲取料金については、現在在町業者に地域別として汲取作業を委託して実施しています。

### お知らせ



### 郡民体育祭は

九月八日

第二千回下都賀郡民体育祭は、来る九月八日(日)に壬生高等学校を主会場で開催します。

町民のみならずふるって応援されますようお願いいたします。

種目と場所は、次のとおりです

- 野球 九月日 壬生高
- 陸上 九月日
- バレーボール
- 柔道
- 剣道
- 相撲

### 農地転用の申請は

毎月十五日

最近、農地圃化と大規模農化の設備などに伴って農地の移動がたいへん多くなりました。

とくに、住宅地としての転用申請も毎月十件から二十件あり、多いときには、三十件を越えて、締め切り間近に提出される傾向があります。

したがって、事務局が慌張して

申請者に迷惑をかける場合もありますので、転用を申請する場合には、現地の確認をする期間も必要ですのなるべく早めに申請するようにお願いします。

◇申請書の提出は、毎月十五日までです。

それ以後は、翌月になります。

### 九月の納税

国保税 第三期分  
国民年金 七・八・九月分

ゴミは水分のないように

ゴミ収集は、毎日巡回していますが、各家庭から出るゴミが水分が多いため燃えないので困っています。

各家庭では、充分水切りをして出してください。また、ゴミの中にビン類が入っていますと暴発して危険ですので必ずビン類、危険物は別にしてください。

また、多量にゴミを出す方がありますが、条例によると自分で運ぶこととなりますからご承知ください。

### 敬老会は九月十五日

日

壬生町の敬老会は九月十五日午前十時から中央公民館で開催します。

なお、八十才以上の方は敬老年金をお渡ししますので印かんを持参ください。

### 郵便局が移転になります

来る九月十六日から壬生町管内の郵便局が次のようにそれぞれ移転します。

- 新設されますのでみなさまのご利用をお願いします。
- 壬生郵便局は、国谷駅前(県道西側)に新築、そこに移転します。
- なお、ここでは、壬生町全部の郵便集配業務を扱います。
- 国谷郵便局は、今までの場所を廃止して、玩具団地内に新築移転になります。
- 局名は、おもちゃのまち郵便局と改称されます。
- 栄町の郵便局は、現在の場所です。
- 局名は、壬生栄町郵便局となります。

くわしくは、郵便局におたずねください。

### 善意銀行

保健委員の高山重男さん(至宝町)は、手数料の金一〇〇〇円を善意銀行に預託されました。



### 明治時代以前

華末余録三



中共かれ報道される記号によく、新聞と、語が見えるが昔が国の旧幕時代之に類するものとして所謂高札なるものがあつた。壬生領に於ける高札の立てられた場所その数など不明であるが、旧壬生地区ではその番人として通町表町各々三人が定番として決められ出火の節は早速とりはげすよう命ぜられていた。これに關係ある辻番所(夜は行燈をける)は通町に三ヶ所表町に二ヶ所あつた。

左に高札に張られたもの内から例示すると(慶応四年即ち明治元年十一月鈴木一氏宅にある)一、御高札之条々堅く相守可申事一、今般政改の御趣旨は旧来の弊風を改め(中略)村内平穏後略一、賄賂等物等一切不届候後略一、放蕩にして遊芸を好み家業を怠り廢弛はきつと特め申付け候略

来撰に相成家業を怠り、後略一、火の元を大切にたし、後略一、盜賊悪共かくまい置き又は武器類所持いたれたる札問の上は武部申付候間心得速い無き様後略

辰十一月廿四日 一平 印

中共の意新聞も旧幕時代の高札も政治的意図をもつてのことや上意下達の一方向のことなど共通点があるが、下意を上達する方法として旧幕時に目安箱なるものがあつたことは、一般庶民の声を目安箱に投書することと庶民特軍官の時設けられた制度であり明治維新に際し特に重視されるようになった。

一 例 此 此慶親守府様により当所へ御沙汰にて是れまで政事不真候間相改め申すべし仰せ付けられ恐入奉り候。中略。政事は百姓共の扱ひを第一といたし年々申され候云々。下々の難儀不釣合其村其所にて定めて申し分のあるべく、名主代官其の外役人共にさばり候事にて、問答しからず十分に調べられ見込の段認め今日より十日を限り目安箱に差し入れ申すべく云云。年寄若きもの男女とも心附候事あらば取りもらさぬよう云々。無筆のものには頼みかな書にてもよろしく候。

かくて目安箱が南御門に設けられた。「福田」